

表 管理濃度

物の種類	管理濃度（温度25度、1気圧の空気中での濃度）
土石、岩石、鉱物、金属または炭素の粉じん	次の式により算定される値 $E = \frac{3.0}{1.19Q + 1}$ この式において、EおよびQは、それぞれ次の値を表すものとする。 E 管理濃度(単位 mg/m³) Q 当該粉じんの遊離ケイ酸含有率(単位 %)
アクリルアミド	0.1mg/m³
アクリロニトリル	2 ppm
アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基またはエチル基である物に限る）	水銀として0.01mg/m³
エチルベンゼン	20ppm
エチレンイミン	0.05ppm
エチレンオキシド	1 ppm
塩化ビニル	2 ppm
塩素	0.5ppm
塩素化ビフェニル（P C B）	0.01mg/m³
オルト-フタロジニトリル	0.01mg/m³
カドミウム及びその化合物	カドミウムとして0.05mg/m³
クロム酸及びその塩	クロムとして0.05mg/m³
クロロホルム	3 ppm
五酸化バナジウム	バナジウムとして0.03mg/m³
コバルト及びその無機化合物	コバルトとして0.02mg/m³
コールタール	ベンゼン可溶性成分として0.2mg/m³
酸化プロピレン	2 ppm
シアノ化カリウム	シアノとして3 mg/m³
シアノ化水素	3 ppm
シアノ化ナトリウム	シアノとして3 mg/m³
四塩化炭素	5 ppm
1・4-ジオキサン	10ppm
1・2-ジクロロエタン（二塩化エチレン）	10ppm
3・3'-ジクロロ-4・4'-ジアミノジフェニルメタン	0.005mg/m³
1・2-ジクロロプロパン	1 ppm
ジクロロメタン（二塩化メチレン）	50ppm
ジメチル-2・2-ジクロロビニルホスフェイト (DDVP)	0.1mg/m³
1・1-ジメチルヒドラジン	0.01ppm
臭化メチル	1 ppm
重クロム酸及びその塩	クロムとして0.05mg/m³
水銀及びその無機化合物（硫化水銀を除く）	水銀として0.025mg/m³
ステレン	20ppm
1・1・2・2-テトラクロロエタン(四塩化アセチレン)	1 ppm
テトラクロロエチレン（パークロルエチレン）	50ppm ※平成28年10月1日より25ppm
トリクロロエチレン	10ppm
トリレンジイソシアネート	0.005ppm
ナフタレン	10ppm
ニッケル化合物（ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る）	ニッケルとして0.1mg/m³
ニッケルカルボニル	0.001ppm
ニトログリコール	0.05ppm
パラ-ニトロクロロベンゼン	0.6mg/m³
砒素及びその化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く）	砒素として0.003mg/m³
弗化水素	0.5ppm
ペータ-プロビオラクトン	0.5ppm
ペリリウム及びその化合物	ペリリウムとして0.001mg/m³

$$\text{金属 } Q=0 \\ \therefore E = 3$$